

平成13年度

		所得区分									
		利子所得	配当所得	譲渡所得	山林所得	給与所得	退職所得	不動産所得	事業所得	一時所得	雑所得
		公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配による所得及びみなし配当所得	資産の譲渡による所得	山林の伐採又は譲渡による所得	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与による所得	退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与による所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業などの事業から生ずる所得	利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡の各所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの	利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡、一時の各所得以外の所得
所得の源泉	貸金の利子	公社債の利子							一般貸金の利子		一般貸金の利子 学校債・組合債の利子
	預貯金の利子	預貯金の利子									
	信託の配当	合同運用信託の収益分配金 公社債投資信託の収益分配金 公募公社債等運用投資信託の収益分配金	公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の証券投資信託の収益分配金	土地信託（分譲方式）による信託配当				土地信託（賃貸方式）による信託配当	土地信託（分譲方式）による信託配当		土地信託（分譲方式）による信託配当
	出資の配当		利益の配当 剰余金の分配								
	資産の譲渡			資産の譲渡 [除外] 棚卸資産・準棚卸資産の譲渡 小額減価償却資産の譲渡 一括償却資産の譲渡 営利を目的とした継続的な資産の譲渡 立木の譲渡 金銭債権の譲渡	準棚卸資産の譲渡 小額減価償却資産の譲渡 一括償却資産の譲渡			準棚卸資産の譲渡 小額減価償却資産の譲渡 一括償却資産の譲渡 [除外] 固定資産の譲渡	棚卸資産の譲渡 小額減価償却資産の譲渡 一括償却資産の譲渡 営利を目的とした継続的な資産の譲渡 金銭債権の譲渡 [除外] 固定資産の譲渡		準棚卸資産の譲渡 小額減価償却資産の譲渡 一括償却資産の譲渡 営利を目的とした継続的な資産の譲渡 金銭債権の譲渡
	立木の譲渡				立木の譲渡 [除外] 所有期間5年以下の立木の譲渡				立木の譲渡（所有期間5年以下のもの）		立木の譲渡（所有期間5年以下のもの）
	給与					給与・賞与					
	退職金						退職金				
	不動産の貸付							不動産の貸付 不動産の上に存する権利の貸付・設定			
	事業								事業		
その他	財形貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等	建設利息 基金利息 （みなし配当所得）	（みなし譲渡所得）	（みなし山林所得）	事業専従者控除額 青色事業専従者給与			船舶の貸付 航空機の貸付		生命保険契約等に基づく一時金 損害保険契約等に基づく満期返戻金等 法人からの贈与 懸賞の賞金、馬券・車券の払戻金	公的年金等 退職年金 生命保険契約等・損害保険契約等に基づく年金 公社債の償還差益・発行差金 定期積金の給付補てん金 還付加算金

(注)				土地部分の譲渡は譲渡所得に該当する。 庭園の樹木、果樹などの譲渡は譲渡所得に該当する。	請負契約に基づく労務の対価は事業所得または雑所得に該当する。 ストックオプション行使に係る経済的利益は給与所得に該当する。	退職年金は雑所得に該当する。	借地権・地役権の設定の対価で一定のものは譲渡所得に該当する。 固定資産の譲渡は譲渡所得に該当する。	業として行う不動産等の貸付から生ずる所得は不動産所得に該当する。 固定資産の譲渡は譲渡所得に該当する。		
-----	--	--	--	--	--	----------------	--	--	--	--

非課税所得	老人等の小額預貯金・公債の利子 財形住宅（年金）貯蓄の利子 納税準備預金の利子	オープン型証券投資信託の特別配当金	生活用動産の譲渡 強制換価手続による譲渡 相続税を物納した場合 公社債等の譲渡	強制換価手続による譲渡 相続税を物納した場合	一定の通勤費 職務上必要な現物給与 住宅資金の貸付を受けた場合の一定の経済的利益 ストックオプション付与に係る経済的利益				相続又は個人からの贈与による所得 損害保険の保険金、損害賠償金 totoの払戻金・宝くじの当せん金 労災保険給付金	遺族年金等 健康保健給付金 雇用保険失業給付金 児童手当 学資金等
-------	---	-------------------	--	---------------------------	---	--	--	--	--	---